

大阪府都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年三月二十四日

大阪府知事 松井 一郎

大阪府規則第三十号

大阪府都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大阪府都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十八年大阪府規則第百三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（低炭素建築物新築等計画の認定の申請書に添付する図書）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 低炭素建築物新築等計画（法第五十三條第一項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下同じ。）が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十一條第一項に規定する特定建築行為（同法附則第三條第一項に規定する特定増築を除く。）に係るものでない場合にあつては、当該低炭素建築物新築等計画に係る建築物が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二條第二項に規定する建築士が設計したことを証する書類</p> <p>イイハ（略）</p> <p>三 低炭素建築物新築等計画が建築物の低炭素化（法第七條第二項第二号へに規定する建築物の低炭素化をいう。）のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備等（法第五十三條第一項に規定する空気調和設備等をいう。以下同じ。）の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（以下「増築等」という。）に係るものである場合にあつては、当該建築物（当該増築等に係る部分以外の当該建築物の部分に限る。）に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七條第五項、第七條の二第五項又は第十八條第十八項の検査済証（以下「検査済証」という。）の写しその他の同法第六條第一項に規定する建築基準法令の規定に適合していることを証する書類又はその写し</p> <p>四 低炭素建築物新築等計画に係る建築物が複合建築物（住宅（人の居住の用に供する建築物（共用部分を含む。）をいう。）以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。）である場合にあつては、次に掲げる部分の求積図</p>	<p>（低炭素建築物新築等計画の認定の申請書に添付する図書）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 低炭素建築物新築等計画（法第五十三條第一項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下同じ。）に係る建築物が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二條第一項に規定する建築士が設計したことを証する書類</p> <p>イイハ（略）</p> <p>三 低炭素建築物新築等計画が建築物の低炭素化（法第七條第二項第二号へに規定する建築物の低炭素化をいう。）のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備等（法第五十三條第一項に規定する空気調和設備等をいう。以下同じ。）の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（以下「増築等」という。）に係るものである場合にあつては、当該建築物（当該増築等に係る部分以外の当該建築物の部分に限る。）に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七條第五項の検査済証（以下「検査済証」という。）の写しその他の同法第六條第一項に規定する建築基準法令の規定に適合していることを証する書類又はその写し</p> <p>四 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十号）第五條第一項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）（建築基準法第七十七條の二十一第一項に規定する指定確認検査機関に限る。）又は登録建築物調査</p>

イ 居住者以外の者のみが利用する部分
ロ 居住者のみが利用する部分
ハ 居住者以外の者及び居住者の共用に供する部分

五 (略)

2 前項第四号に掲げる図書に明示すべき全ての事項を省令第四十一条第一項の申請書に添える他の図書に明示する場合には、前項の規定にかかわらず、当該申請書に同項第四号に掲げる図書を添えることを要しない。

3 構造計算適合性判定に準じた審査の請求をしていることにより第一項第五号の書類を提出できない者は、指定構造計算適合性判定機関が当該請求を受理したことを証する書類の写しを提出しなければならない。この場合において、知事は、指定構造計算適合性判定機関が建築基準法第六条の三第一項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合すると認めるまで、法第五十四条第一項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。第九条において同じ。）の認定をしないものとする。

（構造計算適合性判定に準じた審査が必要な場合の手続）

第三条 法第五十四条第二項の規定による申出をする場合における建築基準法第六条第一項の申請書の部数は、正本一通及び副本二通とする。ただし、前条第一項第五号の書類を提出した場合にあつては、この限りでない。

2 (略)

第五条 (略)

（軽微な変更に関する証明書の交付の申請及び交付）

第六条 省令第四十六条の二に規定する書面の交付を受けようとする者は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第四十六条の二の軽微変更該当証明申請書（様式第四号）に、低炭素建築物新築等計画の変更が法第五十五条第一項に規定する軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）に該当することを証する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出をする場合における

機関（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関をいう。以下同じ。）が非住宅建築物（住宅（人の居住の用のみにも供する建築物（共用部分を含む。）をいう。以下同じ。）以外の用途のみにも供する建築物をいう。）又は複合建築物（住宅以外の用途にも供する部分及び住宅の用途にも供する部分から成る建築物をいう。）に係る低炭素建築物新築等計画について法第五十四条第一項各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）に適合すると認められたものである場合にあつては、そのことを証する図書の写し

五 登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関が住宅に係る低炭素建築物新築等計画について認定基準に適合すると認められたものである場合にあつては、そのことを証する図書の写し

六 (略)

2 構造計算適合性判定に準じた審査の請求をしていることにより前項第六号の書類を提出できない者は、指定構造計算適合性判定機関が当該請求を受理したことを証する書類の写しを提出しなければならない。この場合において、知事は、指定構造計算適合性判定機関が建築基準法第六条の三第一項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合すると認めるまで、法第五十四条第一項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。第八条において同じ。）の認定をしないものとする。

（構造計算適合性判定に準じた審査が必要な場合の手続）

第三条 法第五十四条第二項の規定による申出をする場合における建築基準法第六条第一項の申請書の部数は、正本一通及び副本二通とする。ただし、前条第一項第六号の書類を提出した場合にあつては、この限りでない。

2 (略)

第五条 (略)

申請書及び図書の部数は、正本一通及び副本一通とする。

3) 知事は、省令第四十六條の二に規定する書面の交付の申請があつた場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画の変更が軽微な変更に該当すると認めるときは、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第四十六條の二の軽微変更該当証明書(様式第五号)を交付するものとする。

(報告を行う場合の方法)

第七條 (略)

一 認定低炭素建築物新築等計画(法第五十六條に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下同じ。)に係る建築物又は建築物の部分譲受人に譲り渡した場合認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の状況報告書(様式第六号)

一 認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等(法第五十三條第一項に規定する低炭素化のための建築物の新築等をいう。以下同じ。)が完了した場合認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等完了報告書(様式第七号)及び次に掲げる図書

イ・ロ (略)

二 法第六十條の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積がある場合認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の状況定期報告書(様式第八号)

四 認定低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合しなくなった場合認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の状況報告書(様式第六号)

五 前各号に掲げる場合以外の場合認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の状況報告書(様式第六号)及び報告の内容を説明するための図書

(認定低炭素建築物新築等計画認定取消通知書)

第八條 知事は、法第五十八條の規定により法第五十四條第一項の認定を取り消す場合は、認定低炭素建築物新築等計画認定取消通知書(様式第九号)により認定建築主(法第五十五條第一項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。)に通知するものとする。

(低炭素建築物新築等計画認定の証明の手続)

第九條 認定建築主は、法第五十四條第一項の認定を受けたことを証する書面の交付を受けようとするときは、低炭素建築物新築等計画認定証明申請書(様式第十号)を知事に提出しなければならない。

(報告を行う場合の方法)

第六條 (略)

一 認定低炭素建築物新築等計画(法第五十六條に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下同じ。)に係る建築物又は建築物の部分譲受人に譲り渡した場合認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の状況報告書(様式第四号)

一 認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等(法第五十三條第一項に規定する低炭素化のための建築物の新築等をいう。以下同じ。)が完了した場合認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等完了報告書(様式第五号)及び次に掲げる図書

イ・ロ (略)

二 法第六十條の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積がある場合認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の状況定期報告書(様式第六号)

四 認定低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合しなくなった場合認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の状況報告書(様式第四号)

五 前各号に掲げる場合以外の場合認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の状況報告書(様式第四号)及び報告の内容を説明するための図書

(認定低炭素建築物新築等計画認定取消通知書)

第七條 知事は、法第五十八條の規定により法第五十四條第一項の認定を取り消す場合は、認定低炭素建築物新築等計画認定取消通知書(様式第七号)により認定建築主(法第五十五條第一項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。)に通知するものとする。

(低炭素建築物新築等計画認定の証明の手続)

第八條 認定建築主は、法第五十四條第一項の認定を受けたことを証する書面の交付を受けようとするときは、低炭素建築物新築等計画認定証明申請書(様式第八号)を知事に提出しなければならない。

様式第 8 号 (第 7 条関係)

認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の 状況定期報告書 (略) 大阪府都市の低炭素化の促進に関する法律 施行細則第 7 条第 3 号の規定により、下記の建 物とおり認定低炭素建築物新築等計画に係る建 築物の維持保全の状況について報告します。

様式第 7 号 (第 7 条関係)

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物 の新築等完了報告書 (第 1 面) 認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭 素化のための建築物の新築等が完了したの で、大阪府都市の低炭素化の促進に関する法 律施行細則第 7 条第 2 号の規定により報告し ます。

(第 2 面) (略)

様式第 6 号 (第 7 条関係)

認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の 状況報告書 (略) 大阪府都市の低炭素化の促進に関する法律 施行細則第 7 条 (第 1 号・第 4 号・第 5 号) の規定により、認定低炭素建築物新築等計画 に係る建築物の状況について下記のとおりに報 告します。
--

様式第 6 号 (第 6 条関係)

認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の 状況定期報告書 (略) 大阪府都市の低炭素化の促進に関する法律 施行細則第 6 条第 3 号の規定により、下記の建 物とおり認定低炭素建築物新築等計画に係る建 築物の維持保全の状況について報告します。

様式第 5 号 (第 6 条関係)

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物 の新築等完了報告書 (第 1 面) 認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭 素化のための建築物の新築等が完了したの で、大阪府都市の低炭素化の促進に関する法 律施行細則第 6 条第 2 号の規定により報告し ます。

(第 2 面) (略)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の 状況報告書 (略) 大阪府都市の低炭素化の促進に関する法律 施行細則第 6 条 (第 1 号・第 4 号・第 5 号) の規定により、認定低炭素建築物新築等計画 に係る建築物の状況について下記のとおりに報 告します。
--

様式第4号 (第6条関係)

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の経緯変更該当証明申請書 (第1面)		年 月 日
大阪府知事 様	申請者の住所又は主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 代表者の氏名	ⓐ
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定により、低炭素建築物新築等計画(住宅以外の用途に供する部分に限る。)の変更が都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項に規定する経緯な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。		
【計画を変更する建築物の直前の低炭素建築物新築等計画の設定】		
1	低炭素建築物新築等計画の設定番号	
2	低炭素建築物新築等計画の設定年月日	年 月 日
3	変更の概要	
(注意)		
1 第2面から第5面までとして、変更後の低炭素建築物新築等計画(住宅以外の用途に供する部分に限る。)について都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五の第二面から第四面まで及び第六面に記載すべき事項を記載した書類を添えてください。		
2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五の第一面から第四面まで及び第六面の(注意)(第一面の(注意)4.、第二面の(注意)1.及び第四面の(注意)1.を除く。)に準じて記入してください。		

様式第三号の次に次の二様式を加える。

様式第10号 (第9条関係)

様式第9号 (第8条関係)

(略)
認定低炭素建築物新築等計画認定取消通知書
(略)
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を取り消したので、大阪府都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第8条の規定により通知します。
(略)

様式第8号 (第8条関係)

様式第7号 (第7条関係)

(略)
認定低炭素建築物新築等計画認定取消通知書
(略)
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を取り消したので、大阪府都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第7条の規定により通知します。
(略)

様式第5号（第6条関係）

	号 第	年 年	月 月	日 日	
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の軽微変更該当証明書 様					
			大阪府知事	印	
記					
1	申請年月日	年	月	日	
2	軽微な変更該当していることを証する書面の交付に係る建築物の位置				
3	建築物又はその部分の概要				
	直前の低炭素建築物新築等計画の認定番号	年	月	日	号
	直前の低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年	月	日	
	建築面積	m ²			
	延べ面積	m ²			
	建築物の階数	(地上)	階	(地下)	階
	建築物の用途	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物	<input type="checkbox"/> 複合建築物		
	(造	一部	造)
	構造				

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 改正前の大阪府都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の様式により作成した用紙として使用することができる。